

平成 31 年 1 月 31 日

矢上高校寄宿舎生保護者 様

島根県立矢上高等学校
校長 古居 晃

平成 31 年度 5 月連休の寄宿舎運営について（お願い）

厳寒の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。また、本校寄宿舎における運営に関しましてご協力くださりましてありがとうございます。

さて、5 月 1 日に新天皇が即位されることとなりこの日が祝日となりました。したがって祝日法の規定により 4 月 30 日と 5 月 2 日も休日となり、あわせて 10 連休となります。各種業者や病院等の対応も分からない状況において、寄宿舎の運営を行うことは無理であると判断し、以下のとおりとさせていただきます。

今後とも寄宿舎運営に際しまして、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

(1) 閉舎期間

平成 31 年 4 月 29 日 8 時 30 分～平成 31 年 5 月 5 日 17 時

(2) 閉舎日に在舎することができる条件

- ・部活動顧問の指示により在舎しなければならない場合
- ・その他、学校の指示により在舎しなければならない場合

(3) (1) 期間に在舎する場合の職員の対応

- ・舎監は、在舎しなければならない状態を指示した教員で責任を持って管理・指導を行うこととする。

(4) (1) 期間に在舎した場合の舎費について

島根県立矢上高等学校寄宿舎会計管理運営要綱 のとおりとする。

ただし、寄宿舎での食事は提供できません。

(1 日につき共益費が 400 円かかります。食事は各自で準備してください。)

本件担当	舎務部長	森田 仁
電 話	0 8 5 5 - 9 5 - 1 1 0 5	